

# 第13回定時株主総会 事業報告及び計算書類 並びに連結計算書類

## 目次

事業報告	-----	1
貸借対照表	-----	16
損益計算書	-----	18
株主資本等変動計算書	-----	19
個別注記表	-----	20
連結貸借対照表	-----	24
連結損益計算書	-----	26
連結株主資本等変動計算書	-----	27
連結注記表	-----	28
監査報告書 謄本	-----	35

本州四国連絡高速道路株式会社

## 事業報告

自 平成29年4月1日  
至 平成30年3月31日

### 1. JB 本四高速グループの現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

JB本四高速グループ（以下「当社グループ」といいます。）は、高速道路事業として本州と四国を連絡する自動車専用道路等の維持、修繕、料金収受などの管理を行うとともに、関連事業として、サービスエリア・パーキングエリア（以下「サービスエリア等」といいます。）の休憩施設の運営、長大橋や道路に関する調査・設計の受託事業などを行っています。

当事業年度における我が国の経済は、政府の経済財政政策の取組の下、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかに回復しています。海外経済が回復する下で、輸出や生産の持ち直しが続くとともに、個人消費や民間設備投資が持ち直すなど民需が改善し、経済の好循環が実現しつつあります。

このような環境の中、当社グループが運営する高速道路事業においては、神戸淡路鳴門自動車道において明石海峡大橋の累計通行台数が平成29年8月に2億台を達成するなど、通行台数は順調に推移して前事業年度比1.7%増の42,963千台と6年連続で過去最高を記録し、料金収入は前事業年度比1.4%増の65,167百万円となりました。また、高速道路利用者の利便向上のため、神戸淡路鳴門自動車道において建設を進めてきた淡路島中央スマートインターチェンジを平成30年2月に供用開始したほか、瀬戸中央自動車道において坂出北インターチェンジのフルインター化事業に着手しました。

関連事業においては、休憩所等事業や受託事業を中心に展開しましたが、前事業年度中に瀬戸大橋の鉄道施設管理で実施した与島橋他2橋の耐震補強が完了したこと等の影響等により、関連事業の収益は前事業年度比19.3%減の4,192百万円となりました。

この結果、当事業年度の営業収益は79,100百万円（前事業年度比3.7%増）、営業費用は78,323百万円（同4.1%増）、営業利益は776百万円、経常利益は1,069百万円となりました。これに、厚生年金基金の代行部分を国へ返上したこと等に伴い計上した特別利益5,168百万円を加え、法人税等を控除した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は4,283百万円（前事業年度は2,575百万円）となりました。

事業別の概況は、次のとおりです。

#### 〔高速道路事業〕

当事業年度の高速道路事業については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済

機構（以下「機構」といいます。）との協定及び平成29事業年度の事業計画に基づき、お客様に安全、安心、快適に利用していただくために、改築、維持・修繕、料金収受・交通管理、利用促進に取り組みました。

改築については、神戸淡路鳴門自動車道において淡路島中央スマートインターチェンジを平成30年2月に供用開始したほか、瀬戸中央自動車道において坂出北インターチェンジのフルインター化事業に着手しました。

維持・修繕については、点検による状態の把握に努め、舗装の重点的な補修、橋梁のコンクリート剥落防止対策を行うなど、適時適切に維持補修を実施しました。また、当社の経営理念である200年以上の長期にわたり利用される橋を旨とし、瀬戸大橋（瀬戸中央自動車道）の塗替塗装を実施しました。さらに、道路の長期にわたる安全性を確保するために必要な大規模修繕事業を引き続き実施し、当事業年度においては、神戸淡路鳴門自動車道の舞子高架橋及び松帆高架橋の塩害対策工事を継続するとともに、宮窪橋（西瀬戸自動車道）の塩害対策工事を完了しました。耐震対策については、大規模地震発生時において本州と四国を結ぶ道路ネットワークの機能確保に向けた対策を引き続き実施しました。当事業年度においては、代替路の無い海峡部区間である瀬戸中央自動車道の下津井瀬戸大橋、櫃石島高架橋、南北備讃瀬戸大橋等の耐震補強工事を継続しました。また、陸上部区間においても地震発生確率の高い地域にある橋梁の耐震補強を優先的に行うため、当事業年度までに全ての対象橋梁の耐震照査に着手しました。

料金収受・交通管理については、道路の損傷への影響が大きく、交通安全上問題となる車両制限令違反車両に対し、車両制限令取締隊による取締り及び是正指導を実施しました。また、安全で快適な交通の確保のための交通管理に万全を尽くすとともに、円滑な料金収受等のためETC設備の更新に伴う現地工事に着手し、当事業年度においては神戸淡路鳴門自動車道の一部の料金所で運用を開始しました。

利用促進については、中四国の経済界、自治体等から構成される「環瀬戸内海地域交流促進協議会」に参画するとともに、平成30年4月の神戸淡路鳴門自動車道全通20周年及び瀬戸大橋開通30周年に向けた記念事業並びに平成29年3月に連携・協力協定を締結した四国旅客鉄道株式会社との共同施策等を通じて、地域との連携を一層緊密に図りつつ、本四高速道路の利用促進策を進めました。具体的には、関係地方公共団体が実施するイベントとの連携、「せとうち美術館ネットワーク」の更なる活性化、各種雑誌広告等による本四高速道路沿線の観光情報等の発信、瀬戸内しまなみ海道のサイクリングイベントなどの利用促進に取り組みました。

この結果、料金収入65,167百万円（前事業年度比1.4%増）に、道路資産完成高9,484百万円及びその他の売上高等255百万円を加えた高速道路事業の営業収益は、74,907百万円となりました。

一方、債務の償還に充てられる道路資産賃借料として、協定額を5,641百万円上回る46,228百万円を機構へ支払うこととなったほか、道路資産完成原価9,484百万円及び管理費用19,083百万円を加えた営業費用は、74,796百万円となり、高速道路事業営

業利益は、110百万円となりました。

今後も機構への道路資産賃借料の着実な支払を確保するとともに、引き続き更なるコスト削減に取り組んでまいります。

#### 〔関連事業〕

関連事業については、本四高速道路を利用されるお客様の利便に供するためのサービスエリア等における休憩所等事業、受託事業としての鉄道施設管理、長大橋技術を活用した調査・設計等を実施しました。

このうち休憩所等事業については、「瀬戸内の海と島と橋が生み出す『非日常空間』」をコンセプトに、パーキングエリアのリニューアル等を実施しました。淡路島南パーキングエリア（上り）については、非日常の旅を演出するため船舶をイメージした施設に建て替え、店舗の面積を拡張するとともに、鳴門海峡を一望できる展望施設へのエレベーターの新設等を実施しました。また、与島パーキングエリアについても、瀬戸内の多島美を360度楽しめる展望台にエレベーターを新設するとともに、リフレッシュルーム・救護スペース等の施設を整備しました。そして、これらの完成を記念するイベントを開催し、多くのお客様に新しいパーキングエリアの魅力の発信に努めました。

また、受託事業の鉄道施設管理については、機構から本四備讃線及び本四淡路線の鉄道施設管理を受託し、瀬戸大橋の維持修繕等を実施しました。

更に、これまで培ってきた長大橋の建設・管理技術を活用して、地方公共団体及び独立行政法人国際協力機構（JICA）からの要請に基づく長大橋の施工検討、技術支援等を国内外において実施しました。

加えて、国から一般国道317号生口島道路及び大島道路の道路清掃作業、交通管理等を、地方公共団体から本四高速道路上における跨道橋点検業務等を、他の高速道路会社から関連する道路の料金収受、維持修繕等を受託しました。

この結果、休憩所等事業収入と受託業務収入を合わせた関連事業の営業収益が4,192百万円、営業費用が3,527百万円となり、関連事業営業利益は、665百万円となりました。

#### 〔当社の個別の業績〕

当社の個別の業績は、高速道路事業営業損益については、営業収益が74,864百万円、営業費用が74,950百万円となり、高速道路事業営業損失は、86百万円となりました。

また、関連事業営業損益は、営業収益が2,445百万円、営業費用が2,404百万円となり、関連事業営業利益は、40百万円となりました。

この結果、全事業営業損失は45百万円、経常利益は291百万円となりました。これに、特別利益5,103百万円を加え、法人税等を控除した当期純利益は3,778百万円となりました。

## (2) 資金調達等についての状況

### ①資金調達

当事業年度において機構に引き渡す道路資産に係る借入金として、下記のとおり民間金融機関より総額11,200百万円の借入れを行いました。

- イ. 平成30年2月28日 7,100百万円
- ロ. 平成30年3月28日 4,100百万円

### ②設備投資

当事業年度における当社グループでの設備投資の主な内容は、以下のとおりです。

#### イ. 当事業年度に完成した設備

〔高速道路事業〕 ETC設備等の更新、淡路島中央スマートIC料金機械等の設置

〔関連事業〕 淡路島南パーキングエリア（上り）休憩所施設の改築及び与島パーキングエリア休憩所施設の改修

#### ロ. 当事業年度において継続中の主要設備の新設・拡充

〔高速道路事業〕 ETC設備等の更新

## (3) 財産及び損益の状況

### ①当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第10期	第11期	第12期	第13期 (当事業年度)
売上高(百万円)	76,116	79,275	76,255	79,100
当期純利益(百万円)	905	904	2,575	4,283
一株当たり当期純利益(円)	113.15	113.08	321.93	535.46
総資産(百万円)	48,683	53,954	57,077	61,394

### ②当社の財産及び損益の状況

区 分	第10期	第11期	第12期	第13期 (当事業年度)
売上高(百万円)	74,334	77,519	74,339	77,309
当期純利益(百万円)	405	513	1,836	3,778
一株当たり当期純利益(円)	50.67	64.22	229.62	472.30
総資産(百万円)	42,216	46,693	49,262	53,556

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、平成29年4月に、平成29年度からの中長期経営計画として、『行動計画2017-2018』を策定しました。

本計画は、『新たな事業運営に向けて』及び『行動計画 2015-2016』の基本的な考え方を受け継ぎ、お客様に更なる「信頼」をいただけるよう、本四高速道路の安全・安心・快適なご利用の確保に努めるとともに、200年以上の長期にわたり利用される橋の実現などに積極果敢に「挑戦」していくことを基本としており、当社グループは、この計画に基づき、事業を推進してまいります。

本四高速道路は、全国の高速道路ネットワークの一翼を担うとともに、他の路線と異なり代替路のない重要な交通路であり、瀬戸内地域における交通の大動脈としての役割もますます高まっています。

当社グループは、引き続き、健全な経営に努め、道路構造物の日常の点検・補修の徹底、本四高速道路利用の安全対策の強化、サービスエリア・パーキングエリア、料金所などでのサービス向上に努めてまいります。

また、長大橋をはじめとする道路構造物の保全技術の開発・高度化や、小さな名所として目的地となれる魅力あるサービスエリア・パーキングエリアづくりなど、本四高速道路をより一層ご利用いただくための活動にも取り組みます。

当社グループは、本計画を基本にグループ一丸となって、常に、本四高速道路を皆様により一層信頼いただくための課題を積極的に見いだして、その解決に挑戦し、より良い成果を目指して事業を推進してまいります。

##### 〔安全・安心・快適なご利用の確保〕

海上の厳しい環境条件下にあり、かつ、代替路のない重要な幹線道路である本四高速道路での、お客様の安全・安心・快適なご利用を確保することが、当社グループの使命です。当社グループは、本四高速道路を常に良好に保つため、道路構造物の日常の点検・補修を徹底するとともに、特に厳しい自然環境の下にある海峡部長大橋梁については、劣化が進む前に抑制する「予防保全」を基本として、アセットマネジメントの考え方を導入し、万全な維持管理に努めます。

また、南海トラフ地震等による大災害に備える耐震補強工事について、代替路のない海峡部橋梁については、平成28年5月に完了した神戸淡路鳴門自動車道に続き、瀬戸中央自動車道を平成32年度、西瀬戸自動車道を平成37年度までに完了することを目指します。加えて陸上部橋梁についても、地震発生確率の高い地域を平成33年度までに、それ以外の地域を平成38年度までに完了すべく、計画に基づき着実に実施します。

老朽化の進展とともに変状が発生している一部構造物の延命化対策について、長期にわたる安全性確保のため必要な大規模修繕事業を継続するとともに、道路の損傷へ

の影響が大きい重量超過等の車両制限令違反車両についても、法令遵守の徹底を働きかけるとともに、更なる取締りの強化を図ってまいります。

お客様の安全な走行に重大な影響を与える逆走車対策について、逆走車に対する警告機能や順走車に対する注意喚起機能を持つ新たなシステムの開発に取り組んでまいります。

加えて、安全で快適な交通の確保のための交通管理に万全を尽くすとともに、ETC設備等の充実、企画割引の活用、広報活動等を実施し、多くの方々に本四高速道路を安全、安心、快適にご利用いただけるよう努めてまいります。

〔200年以上の長きにわたって使える橋の実現などへの挑戦〕

本四連絡橋を200年以上の長きにわたりお使いいただくことを目指し、点検技術及び塗装をはじめとする補修技術の効率化及び高度化を図るため、社内に設置した保全技術交流会議を中心に本社と現場部門が一体となって、全社的に技術開発を推進します。

また、これを長期にわたり継続的に推進する体制を確保すべく、建設から維持管理にわたり培った技術の若手技術社員への継承プログラムの実施及び維持管理技術習得のための現場研修会の開催など、組織的に技術の研鑽に努めます。

更に、長大橋に関する技術論文を学会及び会議へ積極的に投稿・発表するとともに、国内外の長大橋の現場や国際会議に技術者を派遣する等、長大橋に関する技術の支援・アピールにも努めます。

〔本四高速道路の利用促進〕

本四高速道路は、平成26年4月に全国路線網に編入され、全国共通水準を基本とする新たな料金が導入されたこと等により、3ルート合計の通行台数は順調に推移して、6年連続で過去最高となりました。今後とも、将来の社会経済環境の変化等に備え、着実な債務償還を確保するため、料金収入についても着実に増やしていけるよう、地域との交流促進や地域の活性化に向けた活動を進めるなどして、利用促進になお一層取り組んでまいります。

国、地方公共団体、経済界等により構成される「環瀬戸内海地域交流促進協議会」に参画するとともに、平成30年4月に迎えた神戸淡路鳴門自動車道全通20周年記念事業、瀬戸大橋開通30周年記念事業及び平成31年5月の西瀬戸自動車道全通20周年イベント並びに平成29年3月に連携・協力協定を締結した四国旅客鉄道株式会社との共同施策等を通じて、本四高速道路の利用促進を図ってまいります。

加えて、瀬戸内地域のアートの魅力を全国へ発信する「せとうち美術館ネットワーク」の活性化を図るとともに、当社のサービスエリア・パーキングエリアが持つ自然景観、地元の産物、小さな名所等の資源を活かし、それぞれの運営コンセプトに基づ

くサービスの充実に努めるなど、更なる誘客に向けた取組を進めます。

〔工事作業における安全確保〕

海峡部橋梁での高所作業や高速道路上での業務における安全確保は、当社グループにおいても重要な課題です。平成29年12月に、高速道路上での工事に係る規制作業中の作業員に、走行してきた車両が接触する死亡事故が発生いたしました。このため、今後このような事故を起こさないよう、事故防止対策の再点検を行うなど、再発防止に向けた取組を実施したところです。今後も工事等の安全管理の実施にあたっては、労働災害ゼロ及び第三者被害ゼロを目指し、工事安全活動に万全を期してまいります。

〔働き方改革に向けた取組〕

少子高齢化に伴う生産年齢人口減少への対応や長時間労働の是正など、働き方改革が社会的課題となっています。当社グループにおいても、人事制度の見直し、IT活用による仕事の進め方の見直し等、生産性の向上を図る取組を進め、働きやすい職場や、やりがいのある職場づくりを目指してまいります。



(5) 主要な事業内容

①高速道路事業

イ. 高速道路の新設、改築及び高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理

②関連事業

イ. 休憩所等事業

ロ. 道路の維持・修繕、調査等の受託

ハ. 鉄道施設管理受託（本四備讃線等）

ニ. 長大橋の調査・設計等受託

ホ. その他の事業（占用施設活用事業）

(6) 主要な事業所及び使用人の状況

①当社の主要な事業所

事業所名	所在地
本社	兵庫県神戸市中央区小野柄通4-1-22
東京事務所	東京都港区虎ノ門5-1-5
神戸管理センター	兵庫県神戸市垂水区名谷町549
鳴門管理センター	徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛18
岡山管理センター	岡山県都窪郡早島町早島2985
坂出管理センター	香川県坂出市川津町下川津4388-1
しまなみ尾道管理センター	広島県尾道市向島町6904
しまなみ今治管理センター	愛媛県今治市山路751-2

②使用人の状況（平成30年3月31日現在）

(1) 当社グループの使用人の状況

区分	使用人数（人）
高速道路事業	806
受託事業	
休憩所等事業	32
その他の事業	
全社（共通）	86
計	924

(注) 使用人数には、臨時の使用人を含めておりません。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
368名	3名増	45.1歳	23.1年

(注) 1. 使用人数は、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含めております。

2. 平均勤続年数は、本州四国連絡橋公団における勤続年数を通算しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項は、ありません。

②子会社の状況

名 称	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	本店所在地	主 要 な 事 業 内 容
J B ハイウェイ サービス株式会 社	50	100	兵庫県 神戸市	休憩所等事業、料金收受管 理、交通管理
株式会社ブリッ ジ・エンジニア リング	50	100	兵庫県 神戸市	点検管理、長大橋維持修 繕、道路修繕
J B トールシス テム株式会社	30	100	兵庫県 神戸市	料金收受機械保守整備、 料金収入・交通量のデー タ管理

(8) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 残 高 (百万円)
株式会社みずほ銀行	4,805
株式会社三井住友銀行	1,710

2. 株式に関する事項

①発行可能株式総数 32,000,000株

②発行済株式の総数 8,000,000株

③当事業年度末の株主数 11名

④株主の状況

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
財 務 大 臣	5,330,440	66.63
兵 庫 県	492,355	6.15
岡 山 県	343,962	4.30
香 川 県	343,962	4.30
神 戸 市	300,241	3.75
広 島 県	296,557	3.71
愛 媛 県	296,557	3.71
徳 島 県	270,171	3.38
大 阪 府	108,589	1.36
大 阪 市	108,589	1.36
高 知 県	108,577	1.36

(注) 持株比率は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

### 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項は、ありません。

### 4. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
三原修二	代表取締役社長 会社の経営の総理	兵庫県経営者協会会長
金崎智樹	取締役 常務執行役員 (経営計画、長大橋技術、保全、安全 防災)	
酒井利夫	取締役 常務執行役員 (企画、業務)	
佐竹洋一	取締役 常務執行役員 (総務、人事、利用促進・お客様サービ ス、監査)	
池田憲二	監査役(常勤)	
本多佑三	監査役	関西大学総合情報学部教授
南部真知子	監査役	株式会社神戸クルーザー会長 モロゾフ株式会社社外取締役

- (注) 1. 監査役本多佑三氏及び南部真知子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。  
 2. 監査役本多佑三氏は、関西大学総合情報学部教授を平成30年3月31日付けで退任し、同年4月1日付けで大阪学院大学経済学部教授に就任しています。  
 3. 株式会社神戸クルーザー及びモロゾフ株式会社と当社との間には、特別な利害関係はありません。

#### (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	人数	報酬等の額	摘要
	(人)	(百万円)	
取締役	4	67	取締役の報酬額 年額150百万円以内
監査役	3	21	監査役の報酬額 年額 70百万円以内
計	7	89	(平成17年9月27日開催の創立総会決議)

(3) 社外役員的主要活動状況

区分	氏名	主要活動状況
監査役	本多佑三	当事業年度開催の取締役会12回全て及び監査役会11回全てに出席し、経営全般に係る助言及び提言を適宜行っております。
監査役	南部真知子	当事業年度開催の取締役会12回全て及び監査役会11回全てに出席し、経営全般に係る助言及び提言を適宜行っております。

(4) 社外役員報酬等の総額

	人数	報酬等の額	親会社又は当該親会社の子会社からの役員報酬等
	(人)	(百万円)	(百万円)
社外役員報酬等の総額等	2	6	—

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
	(百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17

(注) 1. 公認会計士法第2条第1項の監査業務に対する報酬を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、監査報酬の見積り根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の都合による場合のほか、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合には、その事実に基づき、当該会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案とする方針です。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

### (1) 決議の内容の概要

当社は、会社法第362条第4項第6号及び同条第5項の規定に基づき、業務の適正を確保するために必要な「内部統制システムの構築の基本方針」を下記のとおり取締役会で決定しております。(最終改正：平成27年9月24日)

#### ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ、効率的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、かつ、効率的に行われることを確保するため、次のような体制を整備するとともに、各取締役及び執行役員は責任を持ってそれぞれの担当業務の執行に必要な諸規程の整備等を行います。

- ・取締役会を原則として毎月1回開催します。
- ・全社的に影響を及ぼす重要事項については、あらかじめ、多面的な検討を経て慎重に決定するために、取締役、常勤監査役及び主要な使用人から成る経営会議を組織し、原則として毎月1回審議します。
- ・コンプライアンス委員会等を定期的で開催し、業務の適正な執行の確保を図ります。また、法令違反行為等に関する通報・相談窓口を社内及び社外(弁護士)に設置し、不正行為等の早期発見と是正を図るとともに、通報等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保します。
- ・コンプライアンス意識の醸成及び浸透を図るため、コンプライアンス研修を徹底します。
- ・監査室において内部監査を行い、その結果を取締役会及び監査役会に報告します。
- ・反社会的勢力には、毅然として対応し、一切の関係を遮断することとし、そのために必要な態勢の整備を図ります。

#### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書は、社内規程に従って適切に保存し、管理を行います。

#### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理は、各取締役及び執行役員が責任を持ってそれぞれの担当業務について諸規程の整備等を行い、管理体制を整えます。

また、会社の損害を防止及び軽減するため、リスクマネジメント委員会を設置し、

全社的視点から適切に管理します。

④会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社を含めた企業集団における業務の適正を確保するため、グループ会社規程を整備し、グループ会社経営会議等を通じた子会社との密接な連携に努めます。

また、グループ一体となったリスクマネジメントの運用及びコンプライアンスの推進に努めます。

⑤監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務の補助は、監査役の指示に従い、監査室に所属する使用人が行います。

また、監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性を確保するため、監査室に所属する使用人の人事考課及び人事異動並びに監査室の組織変更については、事前に監査役と協議します。

⑥取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、法定事項に加え、会社及び子会社の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは監査役に速やかに報告します。また、監査役からの求めに応じて、重要事項に関する取締役の決定内容及び監査室が行う内部監査の結果について遅滞なく報告します。

監査役へ報告等を行った者に対しては、そのことを理由として、不利益な取扱いを行いません。

⑦その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、取締役と監査役が定期的にコミュニケーションを図るとともに、重要な会議には常勤監査役の出席を求めるなど情報の提供に努めます。

また、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払の請求等をしたときは、適切にその費用の処理を行います。

(2) 体制の運用状況の概要

当社の「内部統制システムの構築の基本方針」の運用状況の概要は、以下のとおり

です。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ、効率的に行われることを確保するための体制

当事業年度において、定例の取締役会を12回、経営会議を11回開催し、全社的に影響を及ぼす重要な事項の審議及び業務の執行状況の報告を行いました。また、社外の有識者を含むコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスを推進するための具体的な方針として、毎年度「コンプライアンス推進に関する方針」を策定し、社内に周知しています。その進捗状況や達成状況は定期的にフォローアップを行い、コンプライアンス態勢の堅持に努めています。

また、内部監査計画に基づく全社的な内部監査を実施するとともに、不当要求対応マニュアル等のコンプライアンスに関するマニュアルの周知、全社員を対象としたeラーニングや、コンプライアンス意識の更なる向上のため、社会的関心の高い事例をテーマに少人数によるグループディスカッション（職場討議）など、コンプライアンス研修を実施しています。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会規程、経営会議規程、文書管理規程等に基づき、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行っています。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に基づき、各部門で当社のリスクを管理する体制を整えて、PDCAサイクルによる不断の見直しを行うとともに、リスクマネジメント委員会を設置し、その状況を確認しています。

また、異常気象時のお客様の安全確保や南海トラフ地震発生時の緊急輸送路としての機能を着実に確保するため、関係機関と連携した防災訓練の実施、道路啓開に必要な資機材の確保等の防災体制の構築に努めるとともに、甚大な災害時に本四高速道路の交通を確保する事業継続計画を策定し、必要な対策を講じています。工事等の安全管理については、労働災害ゼロ及び第三者への被害ゼロを目指した工事安全活動の実施、また、防犯対策については、料金所等における防犯体制の強化等に努めています。

情報資産の保全については、ソフト・ハードともに情報セキュリティ対策の強化を図っています。特にソフト面では、社員等の情報セキュリティに関する意識向上に向けた訓練や、社内の情報システムのセキュリティ検査を実施しています。

④会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社と全子会社で構成するグループ会社経営会議を毎月開催し、ガバナンスの強化を図るとともに、グループ会社規程の整備や当社から子会社への監査役の派遣、子会社の監査を実施しています。

また、グループ一体となったリスクマネジメントの運用及びコンプライアンスの推進のため、四半期に1回開催するグループ経営会議では、グループ会社各社におけるリスクマネジメントの運用状況、コンプライアンスに係る取組状況などの確認を行っています。

⑤監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査室に所属する社員が、監査役の指示に基づき、監査役の職務を補助しています。また、監査室に所属する社員の人事異動は、事前に監査役と協議しています。

⑥取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、常勤監査役の閲覧に付しています。また、取締役等は、当社グループの業務全般に関する重要事項等の報告を行っています。

更に、取締役会、経営会議その他当社の主要な会議に監査役が出席すること、定例の取締役会の終了後に、監査役と取締役等との間で業務全般について情報交換を行うことなどにより、監査役との情報共有に努めています。

7. 株式会社の状況に関する重要な事項

該当事項は、ありません。



# 貸借対照表

平成30年3月31日

本州四国連絡高速道路株式会社  
(単位:百万円)

資産の部		
流動資産		
現金及び預金		19,088
高速道路事業営業未収入金		6,925
未収入金		252
未収還付法人税等		73
未収収益		1
短期貸付金		1,000
有価証券		2,600
仕掛道路資産		4,664
未成工事支出金		875
貯蔵品		200
受託業務前払金		12
前払金		90
前払費用		23
繰延税金資産		118
その他の流動資産		15
貸倒引当金		<u>△ 2</u>
	<b>流動資産合計</b>	<b>35,940</b>
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	112	
構築物	2,889	
機械及び装置	4,320	
車両運搬具	88	
工具、器具及び備品	164	
土地	134	
建設仮勘定	<u>167</u>	7,879
無形固定資産		<u>348</u>
		8,227
関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	5	
構築物	244	
機械及び装置	0	
工具、器具及び備品	60	
土地	4,830	
建設仮勘定	<u>7</u>	5,147
無形固定資産		<u>9</u>
		5,156
各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	1,353	
構築物	47	
機械及び装置	1	
車両運搬具	0	
工具、器具及び備品	77	
土地	2,213	
建設仮勘定	<u>3</u>	3,696
無形固定資産		<u>145</u>
		3,842
投資その他の資産		
関係会社株式		248
長期前払費用		0
長期未収入金		8
その他の投資等		140
貸倒引当金		<u>△ 8</u>
	<b>固定資産合計</b>	<b>17,615</b>
	<b>資産合計</b>	<b>53,556</b>

(単位:百万円)

負債の部			
流動負債			
高速道路事業営業未払金		14,276	
未払金		904	
未払費用		1	
未払法人税等		109	
預り金		641	
受託業務前受金		913	
前受収益		6	
賞与引当金		<u>302</u>	
	<b>流動負債合計</b>		<b>17,155</b>
固定負債			
道路建設関係長期借入金		6,515	
長期繰延税金負債		11	
受入保証金		53	
退職給付引当金		8,922	
役員退職慰労引当金		29	
ETCマイレージサービス引当金		<u>569</u>	
	<b>固定負債合計</b>		<u><b>16,102</b></u>
	<b>負債合計</b>		<u><u><b>33,257</b></u></u>
純資産の部			
株主資本			
資本金			4,000
資本剰余金			
資本準備金		<u>4,000</u>	
	<b>資本剰余金合計</b>		4,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
別途積立金	6,071		
繰越利益剰余金	<u>6,227</u>	<u>12,298</u>	
	<b>利益剰余金合計</b>		12,298
	<b>株主資本合計</b>		<u><b>20,298</b></u>
	<b>純資産合計</b>		<u><b>20,298</b></u>
	<b>負債・純資産合計</b>		<u><u><b>53,556</b></u></u>

# 損 益 計 算 書

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

本州四国連絡高速道路株式会社

(単位:百万円)

高速道路事業営業損益			
営業収益			
料金収入	65,167		
道路資産完成高	9,484		
受託業務収入	0		
その他の売上高	211	74,864	
営業費用			
道路資産賃借料	46,228		
道路資産完成原価	9,484		
管理費用	19,236		
受託業務費用	0	74,950	
<b>高速道路事業営業損失</b>			<b>86</b>
関連事業営業損益			
営業収益			
休憩所等事業収入	425		
鉄道管理受託業務収入	1,183		
その他受託業務収入	836	2,445	
営業費用			
休憩所等事業費	385		
鉄道管理受託業務費用	1,183		
その他受託業務費用	835	2,404	
<b>関連事業営業利益</b>			<b>40</b>
<b>全事業営業損失</b>			<b>45</b>
営業外収益			
受取利息		9	
有価証券利息		0	
受取配当金		170	
土地物件貸付料		129	
雑収入		28	337
営業外費用			
支払利息		0	
雑損失		0	0
<b>経常利益</b>			<b>291</b>
特別利益			
厚生年金基金代行返上益		5,103	5,103
<b>税引前当期純利益</b>			<b>5,395</b>
法人税、住民税及び事業税			60
法人税等調整額			1,556
<b>当期純利益</b>			<b>3,778</b>

# 株主資本等変動計算書

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

本州四国連絡高速道路株式会社  
(単位:百万円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			利益剰余金合計	株主資本合計	
			その他利益剰余金					
			別途積立金	繰越利益剰余金				
平成29年4月1日残高	4,000	4,000	5,851	2,669	8,520	16,520	16,520	
事業年度中の変動額								
別途積立金の積立			220	△ 220	-	-	-	
当期純利益				3,778	3,778	3,778	3,778	
事業年度中の変動額合計	-	-	220	3,558	3,778	3,778	3,778	
平成30年3月31日残高	4,000	4,000	6,071	6,227	12,298	20,298	20,298	

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 …………… 移動平均法による原価法  
満期保有目的の債券 ……… 償却原価法（定額法）

#### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛道路資産 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）  
未成工事支出金 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）  
貯蔵品 …………… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）  
但し、料金收受設備等に係る貯蔵品については、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

##### (1)有形固定資産

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～50年
構築物	2～60年
機械及び装置	2～17年
車両運搬具	2～7年
工具、器具及び備品	2～20年

##### (2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1)貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

##### (3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。

###### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

###### ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を、発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(追加情報)

当社が加入する建設関係法人厚生年金基金は、厚生年金基金の代行部分について、平成29年5月1日付で厚生労働大臣から過去分返上の認可を受け、当事業年度に「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）第46項に従い、5,103百万円の特別利益を計上しております。

なお、最終確定額は変動する可能性があります。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づき当事業年度末支給額を計上しております。

(5) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

道路資産完成高

工事完成基準を適用しております。

受託業務収入

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。その他の工事については工事完成基準を適用していません。

6. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

7. 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

**貸借対照表に関する注記**

1. 有形固定資産減価償却累計額

高速道路事業有形固定資産減価償却累計額	10,727百万円
関連事業有形固定資産減価償却累計額	279百万円
各事業共有有形固定資産減価償却累計額	1,032百万円

2. 保証債務

日本道路公団等民営化関係法施行法第16条により連帯した債務	23,100百万円
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条により連帯した債務	12,285百万円

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権	1,028百万円
短期金銭債務	1,506百万円
長期金銭債権	—
長期金銭債務	15百万円

4. 固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金等による関連事業固定資産の圧縮記帳額は76百万円であり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

## 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引

営業取引	
営業収益	450百万円
営業費用	8,743百万円
営業取引以外の取引	
営業外収益	28百万円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の種類及び数

普通株式	800万株
------	-------

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

	百万円
退職給付引当金	2,728
賞与引当金	92
E T Cマレージサービス引当金	174
未払事業税	30
その他	26
繰延税金資産小計	3,051
評価性引当額	△ 2,932
繰延税金資産合計	118

(繰延税金負債)

	百万円
譲渡損益調整勘定	△ 12
繰延税金負債合計	△ 12
繰延税金資産(負債)の純額	106

(注)繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	118百万円
固定資産－長期繰延税金負債	11百万円

## 道路資産賃借料に係る未経過リース料当期末残高相当額

道路資産賃借料

一年以内	39,313百万円
一年以上	1,663,862百万円
合計	1,703,175百万円

平成30年3月30日締結の一般国道28号(本州四国連絡道路(神戸・鳴門ルート))等に関する協定に基づくものであります。

1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。
2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入－加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額－実績料金収入)が減算されることとなっております。

## 関連当事者との取引に関する注記

### 一 兄弟会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主が議決権の過半数を所有している会社等	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	神奈川県横浜市西区	5,579,760	高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付、承継債務の返済等	—	道路資産の借受け	道路資産賃借料(注)1	46,228	高速道路事業営業未払金	11,123
						債務保証	債務保証(注)2	23,100	—	—
							債務保証(注)3	12,285	—	—

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)平成30年3月30日締結の一般国道28号(本州四国連絡道路(神戸・鳴門ルート))等に関する協定により支払っております。当該協定では、料金収入及び道路資産賃借料等を変更しておりますが、これに伴う損益への影響はありません。

道路資産の借受けに係る未経過リース料残高相当額は、1,703,175百万円であります。

(注2)日本道路公団等民営化関係法施行法第16条により連帯した債務であります。

(注3)独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条により連帯した債務であります。

(注4)取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

### 二 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)ブリッジ・エンジニアリング	兵庫県神戸市中央区	50	点検管理 長大橋維持修繕 道路修繕	(所有) 直接 100%	点検管理・長大橋維持修繕・道路修繕 役員の兼任	資金貸付(注)1	1,900	短期貸付金	1,000

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)貸付金の利率については、市場金利を勘案し合理的に決定しております。

なお、取引金額は、当期に貸し付けた金額を記載しています。

### 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額 2,537.31円

一株当たり当期純利益 472.30円

### 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。



# 連結貸借対照表

平成30年3月31日

本州四国連絡高速道路株式会社  
(単位:百万円)

資産の部			
流動資産			
現金及び預金		21,821	
未収入金		7,391	
有価証券		2,600	
たな卸資産		5,609	
繰延税金資産		229	
その他		197	
貸倒引当金		△ 2	
	<b>流動資産合計</b>	<hr/>	<b>37,846</b>
固定資産			
有形固定資産			
建物及び構築物	7,884		
機械及び運搬具	4,407		
土地	8,752		
リース資産	209		
その他	1,171	22,424	
	<hr/>		
無形固定資産		488	22,913
		<hr/>	
投資その他の資産			
投資有価証券		206	
長期未収入金		8	
繰延税金資産		49	
その他		394	
貸倒引当金		△ 23	634
	<b>固定資産合計</b>	<hr/>	<b>23,548</b>
	<b>資産合計</b>	<hr/> <hr/>	<b>61,394</b>

(単位:百万円)

負債の部		
流動負債		
未払金	15,319	
リース債務	65	
未払法人税等	275	
前受金	914	
賞与引当金	489	
その他	775	
<b>流動負債合計</b>	<u>          </u>	<b>17,840</b>
固定負債		
長期借入金	6,515	
リース債務	160	
長期未払金	334	
退職給付に係る負債	10,538	
役員退職慰労引当金	64	
ETCマイレージサービス引当金	569	
負ののれん	828	
その他	483	
<b>固定負債合計</b>	<u>          </u>	<b>19,495</b>
<b>負債合計</b>		<u><u>          </u></u> <b>37,335</b>
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,000	
資本剰余金	4,000	
利益剰余金	17,234	
<b>株主資本合計</b>		<u>          </u> <b>25,234</b>
その他の包括利益累計額		
退職給付に係る調整累計額	△ 1,174	
<b>その他の包括利益累計額合計</b>		<u>          </u> <b>△ 1,174</b>
<b>純資産合計</b>		<u><u>          </u></u> <b>24,059</b>
<b>負債・純資産合計</b>		<u><u>          </u></u> <b>61,394</b>

# 連結損益計算書

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

本州四国連絡高速道路株式会社

(単位:百万円)

営業収益		79,100	
営業費用			
道路資産賃借料	46,228		
高速道路等事業管理費及び売上原価	28,055		
販売費及び一般管理費	4,040	78,323	
<b>営業利益</b>			<b>776</b>
営業外収益			
受取利息		6	
有価証券利息		0	
土地物件貸付料		100	
負ののれん償却額		102	
雑収入		85	295
営業外費用			
支払利息		0	
雑損失		2	2
<b>経常利益</b>			<b>1,069</b>
特別利益			
厚生年金基金代行返上益		5,103	
その他		64	5,168
特別損失			
固定資産除却費		26	26
<b>税金等調整前当期純利益</b>			<b>6,210</b>
法人税、住民税及び事業税			382
法人税等調整額			1,544
<b>当期純利益</b>			<b>4,283</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>			<b>4,283</b>

# 連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

本州四国連絡高速道路株式会社  
(単位：百万円)

	株 主 資 本				その他の包括利益累計額		純資産 合 計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
平成29年4月1日残高	4,000	4,000	12,950	20,950	△ 2,487	△ 2,487	18,463
連結会計年度中の変動額							
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,283	4,283			4,283
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					1,312	1,312	1,312
連結会計年度中の変動額合計	-	-	4,283	4,283	1,312	1,312	5,595
平成30年3月31日残高	4,000	4,000	17,234	25,234	△ 1,174	△ 1,174	24,059

## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 3社  
連結子会社の名称  
J Bハイウェイサービス(株) 株ブリッジ・エンジニアリング J Bトールシステム(株)
- (2) 非連結子会社の名称等  
該当事項はありません。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社の名称等  
該当事項はありません。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

満期保有目的の債券 …… 償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

###### ② たな卸資産

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～60年

機械及び運搬具 2～17年

その他 2～20年

###### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

###### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

###### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## ②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

## ③役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づき当連結会計年度末要支給額を計上しております。

## ④E T Cマイレージサービス引当金

E T Cマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

## (4)退職給付に係る会計処理の方法

### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

### ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を、発生の翌年度から費用処理することとしております。

（追加情報）

当社が加入する建設関係法人厚生年金基金は、厚生年金基金の代行部分について、平成29年5月1日付で厚生労働大臣から過去分返上の認可を受け、当連結会計年度に「退職給付に関する会計基準の適用指針」

（企業会計基準適用指針第25号）第46項に従い、5,103百万円の特別利益を計上しております。

なお、最終確定額は変動する可能性があります。

## (5)その他連結計算書類作成のための重要な事項

### ①収益及び費用の計上基準

道路資産完成高

工事完成基準を適用しております。

受託業務収入

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積もりは原価比例法）を適用しております。その他の工事については工事完成基準を適用しております。

### ②消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

## 5. 負ののれんの償却に関する事項

負ののれんは、20年間で均等償却しております。

## 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産減価償却累計額	13,544百万円
2. 保証債務	
日本道路公団等民営化関係法施行法第16条により連帯した債務	23,100百万円
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条により連帯した債務	12,285百万円
3. 固定資産の圧縮記帳額	

赤坂1丁目地区市街地再開発事業による関連事業固定資産の当期の圧縮記帳額は80百万円であり、連結貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

また、国庫補助金等による関連事業固定資産の圧縮記帳額は76百万円であり、連結貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び数

普通株式 800万株

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

資金運用については、安全性の高い預金等に限定し、資金調達については、銀行借入によっております。営業債権である未収入金に係る信用リスクは、社内規程に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は、主として譲渡性預金、国債、地方債であります。

借入金は、主として独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡す道路資産に係る借入金であります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	21,821	21,821	—
(2) 未収入金	7,391	7,391	—
(3) 有価証券	2,600	2,600	—
(4) 投資有価証券	200	200	0
(5) 未払金	(15,319)	(15,319)	—
(6) 長期借入金	(6,515)	(6,515)	—

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

#### 1 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

##### (1)現金及び預金、(2)未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (3)有価証券、(4)投資有価証券

これらの時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (5)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (6)長期借入金

変動金利によるものであり、金利が一定期間で更新されることから、時価は帳簿価額とほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

#### 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式等(連結貸借対照表計上額6百万円)は、市場価値がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

## 賃貸等不動産に関する注記

### 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び当社の一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む。）を所有しております。

### 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	時価
2,803	4,764

（注）1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に類似する方法に基づく金額であります。

## 道路資産賃借料に係る未経過リース料当期末残高相当額

### 道路資産賃借料

一年以内	39,313百万円
一年超	1,663,862百万円
合計	1,703,175百万円

平成30年3月30日締結の一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定に基づくものであります。

1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。

## 税効果会計に関する注記

### 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### （繰延税金資産）

	百万円
退職給付に係る負債	3,243
賞与引当金	157
E T Cマイル・サービス引当金	174
未払事業税	45
その他	121
繰延税金資産小計	3,741
評価性引当額	△ 3,431
繰延税金資産合計	310

#### （繰延税金負債）

	百万円
子会社時価評価差額	△ 56
繰延税金負債合計	△ 56
繰延税金資産（負債）の純額	253



(注)繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	229百万円
固定資産－繰延税金資産	49百万円
固定負債－その他	△26百万円

## 関連当事者との取引に関する注記

兄弟会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容(注)	取引金額	科目	期末残高
主要株主が議決権の過半数を所有している会社等	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	神奈川県横浜市西区	5,579,760	高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付、承継債務の返済等	-	道路資産の借受け	道路資産賃借料(注1)	46,228	未払金	11,123
						債務保証	債務保証(注2)	23,100	-	-
							債務保証(注3)	12,285	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)平成30年3月30日締結の一般国道28号(本州四国連絡道路(神戸・鳴門ルート))等に関する協定により支払っております。当該協定では、料金収入及び道路資産賃借料等を変更しておりますが、これに伴う損益への影響はありません。

道路資産の借受けに係る未経過リース料残高相当額は、1,703,175百万円であります。

(注2)日本道路公団等民営化関係法施行法第16条により連帯した債務であります。

(注3)独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条により連帯した債務であります。

(注4)取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

## 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	3,007.41円
一株当たり親会社株主に帰属する当期純利益	535.46円

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## その他の注記

退職給付関係

### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型及び非積立型の確定給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。

当社は、規約型確定給付企業年金制度を採用しております。

また、一部の連結子会社は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

なお、当社は、厚生年金基金の代行部分について、平成29年5月1日付けで厚生労働大臣から過去分返上の認可を受けております。

## 2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	百万円
退職給付債務の期首残高	24,586
勤務費用	498
利息費用	92
数理計算上の差異の当期発生額	49
退職給付の支払額	△ 642
過去勤務費用の当期発生額	37
厚生年金基金の代行部分返上に伴う減少額	△ 9,403
退職給付債務の期末残高	15,218

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	百万円
年金資産の期首残高	7,290
期待運用収益	82
数理計算上の差異の当期発生額	108
事業主からの拠出額	261
退職給付の支払額	△ 203
厚生年金基金の代行部分返上に伴う減少額	△ 2,884
その他	24
年金資産の期末残高	4,680

(3) 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表	百万円
積立型制度の退職給付債務	7,576
年金資産	△ 4,680
	2,895
非積立型制度の退職給付債務	7,642
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	10,538
	百万円
退職給付に係る負債	10,538
退職給付に係る資産	-
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	10,538

(4) 退職給付に関連する損益	百万円
勤務費用	498
利息費用	92
期待運用収益	△ 82
数理計算上の差異の当期の費用処理額	294
過去勤務費用の当期の費用処理額	△ 4
その他	△ 52
確定給付制度に係る退職給付費用	745
厚生年金基金の代行部分返上に伴う損益 (注)	△ 5,103

(注) 特別利益に計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額	百万円
退職給付に係る調整額 (税効果控除前) の内訳は次のとおりであります。	
過去勤務費用	△ 944
数理計算上の差異	2,669
合計	1,724

(6) 退職給付に係る調整累計額	百万円
退職給付に係る調整累計額に計上した項目 (税効果控除前) の内訳は次のとおりであります。	
未認識過去勤務費用	△ 34
未認識数理計算上の差異	△ 1,180
合計	△ 1,214

(7) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

国内債券	23%
国内株式	10%
外国債券	6%
外国株式	10%
保険資産（一般勘定）	38%
現金及び預金	7%
その他	6%
合計	100%

(8) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	主として	0.6%
長期期待運用収益率	主として	2.0%
予想昇給率	主として	2.6%

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月29日

本州四国連絡高速道路株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 横井 康 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西野 裕久 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 堀 重樹 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、本州四国連絡高速道路株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月29日

本州四国連絡高速道路株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 横井 康 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西野 裕久 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 堀 重樹 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、本州四国連絡高速道路株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、本州四国連絡高速道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの平成29事業年度(第13期)の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査要綱に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各管理センターにおいて業務及び財産の状況の調査を行いました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年6月6日

本州四国連絡高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役 池田 憲 二 ㊞

社外監査役 本多 佑 三 ㊞

社外監査役 南部 真知子 ㊞